

令和6年度

第2回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和6年5月29日

石巻市農業委員会

## 第2回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和6年5月29日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会

挨拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 8 議案第 6号 令和5年度農業委員会の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

日程第 9 議案第 7号 石巻市農業委員会専門委員会の設置に関する規程の一部改正について

閉 会

出席委員（16名）

1番	近藤	茂	委員	2番	山田	慧子	委員
3番	安部	秀逸	委員	5番	佐藤	克美	委員
6番	高橋	由佳	委員	7番	武山	勝	委員
8番	高橋	千代恵	委員	9番	伏見	さと子	委員
10番	佐々木	洋	委員	11番	遠藤	章一	委員
13番	今野	真理	委員	14番	後藤	嘉伸	委員
15番	前野	利春	委員	16番	今野	勝夫	委員
17番	日野	智	委員	18番	伏見	晃也	委員

欠席委員（3名）

4番	佐々木	文彦	委員	12番	岡田	正男	委員
19番	三浦	孝一	委員				

出席農地利用最適化推進委員（18名）

21番	木村	和広	委員	22番	保原	政美	委員
23番	木村	富雄	委員	24番	武山	礼二	委員
25番	三浦	和恵	委員	26番	首藤	勝博	委員
27番	山口	修一	委員	28番	齋藤	忠直	委員
29番	佐々木	勝行	委員	30番	佐藤	晴夫	委員
31番	渡邊	孝彦	委員	32番	高橋	信一	委員
33番	石川	雅洋	委員	34番	山田	茂樹	委員
35番	勝又	功	委員	36番	西條	健一	委員
38番	西條	勲	委員	39番	阿部	正展	委員

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

20番	山田	信悦	委員	37番	榑田	有司	委員
-----	----	----	----	-----	----	----	----

事務局職員出席

渋谷	幸伸	事務局 長	三浦	武宏	事務局 次長
星	貴幸	事務局 長補佐 兼 農地係 長	佐藤	友人	主 査
本田	亨	主任 主事	山本	万里	主任 主事

菅井 泰弘 主任 主事

門間 桃子 主 事

---

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和6年度第2回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、伏見会長職務代理者から挨拶を申し上げます。

○伏見晃也会長職務代理者 — 挨拶 —

○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第2項の規定によりまして会長職務代理者が臨時に議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、伏見会長職務代理者、よろしくお願いいたします。

---

午後1時36分 開会

○議長（伏見晃也会長職務代理者） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いしたいと思います。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は16名、推進委員は18名であります。三浦孝一会長、佐々木文彦農業委員及び岡田正男農業委員並びに山田信悦推進委員、榊田有司推進委員から欠席の報告がありました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号15番前野利春委員、16番今野勝夫委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言をお願いいたします。

---

◎報告第1号～報告第3号

○議長（伏見晃也会長職務代理者） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてから、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告願います。

○星貴幸事務局長補佐兼農地係長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告いたします。議案書は2ページから6ページをご覧ください。今月の受理件数は14件で、解約の理由は借人の都合によるものが1件、耕作者変更によるものが6件、所有権移転によるものが7件でございます。

続きまして、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてご報告いたします。議案書は7ページです。今月の受理件数は3件で、駐車場敷地とするものが1件、住宅敷地とするものが2件でございます。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてご報告いたします。議案書は8ページです。今月の受理件数は2件で、駐車場用地とするものが1件、グループホームとするものが1件でございます。

以上でございます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 以上で報告第1号から報告第3号までを終了いたします。

---

#### ◎議案第1号

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○山本万里主任主事 それでは、ご説明いたします。

はじめに、番号1、議案書の9ページ、位置図につきましては別添の地図資料1ページをご覧ください。昭和47年頃に杭小屋を建て、農業用施設として利用してきたものです。非農地となってから20年以上が経過した土地です。

次に番号2、議案書の9ページ、地図資料は2ページです。前所有者が高齢のため耕作できなくなり、原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

次に番号3、議案書の9ページ、地図資料は3ページです。当該地は平成9年に旧桃生町より払い下げを受けたものです。非農地となってから20年以上が経過した土地です。

次に番号4、議案書の10ページ、地図資料は4ページです。当該地は昭和61年に農地法第5条の許可を受け、その通りに転用したものです。

次に番号5、議案書の10ページ、地図資料は5ページです。当該地は国土調査により現地確認不能とされていますが、現在、道路の一部となっていることが旧公図から確認できます。非農地となってから20年以上が経過した土地です。

次に番号6、議案書の10ページ、地図資料は6ページです。前所有者が高齢のため耕作できなくなり、原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

以上でございます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、佐藤克美委員長から報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

5月20日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、現地調査並びに書類審査などを行い、

審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、採決いたします。

本案6件について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしと認め、本案6件について、証明書を交付することに決しました。

---

#### ◎議案第2号

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書は11ページです。番号1から11は譲受人が同一で、すべて規模拡大のための賃借権の設定です。

番号1、申請地は畑1筆、面積2,614平方メートルです。

番号2、申請地は田1筆、面積2,578平方メートルです。

番号3、申請地は田1筆、面積8,959平方メートルです。

番号4、議案書は12ページです。申請地は田1筆、面積3,261平方メートルです。

番号5、申請地は田1筆、面積1,005平方メートルです。

番号6、申請地は田1筆、面積3,619平方メートルです。

番号7、議案書は13ページです。申請地は田1筆、面積3,321平方メートルです。

番号8、申請地は田1筆、面積1,500平方メートルです。

番号9、申請地は田3筆、面積7,279平方メートルです。

番号10、議案書は14ページです。申請地は田2筆、面積16,826平方メートルです。

番号11、申請地は田1筆、面積4,000平方メートルです。

番号12、譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は田1筆、畑1筆、計2筆、面積931平方メートルです。

番号13、議案書は15ページです。譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は田1筆、面積1,665平

方メートルです。

番号14、借受人の規模拡大のための賃借権の設定です。申請地は畑1筆、面積516平方メートルです。以上でございます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会、高橋千代恵委員長から審査結果について報告願います。

○高橋千代恵農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

5月17日開催の農家相談委員会において、現地写真等による調査並びに書類審査の結果、すべての案件について許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願います。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案14件について、原案のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしと認め、本案14件について許可を与えることに決しました。

---

### ◎議案第3号

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 それでは、説明いたします。

番号1、議案書の16ページ、位置図は別添の地図資料7ページをご覧ください。太陽光発電施設とするための転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。なお、本件は違反転用の是正指導により追認申請がなされました。既に設置されているため始末書が提出されています。

次に番号2、議案書の16ページ、地図資料は8ページです。漁業用倉庫及び資材置場とするものです。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。なお、本件は違反転用の是正指導により追認申請がなされました。既に利用されているため始末書が提出されています。

次に番号3、議案書の16ページ、地図資料は8ページです。美容室及び駐車場とするものです。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。なお、本件は違反転用の是正指導により、追認申請がなされました。既に利用されているため始末書が提出されています。

次に番号4、議案書の17ページ、地図資料は9ページです。作業場兼貝殻置場とするものです。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、佐藤委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

先の農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしと認め、本案4件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第4号

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 それでは、説明いたします。はじめに 番号1及び番号2、申請者が同じことと、現地が隣り合わせであるため、一括で説明させていただきます。

議案書の18ページ、併せて別添地図資料10ページとなります。太陽光発電施設とするものです。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号3、議案書は18ページ、地図資料は11ページです。住宅敷地とするものです。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。なお、既に造成されていることから始末書が提出されています。

次に番号4、議案書は19ページ、地図資料は12ページです。太陽光発電施設とするものです。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号5、議案書は19ページ、地図資料は13ページです。住宅敷地とするための転用です。

農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用されます。

次に番号6、議案書は20ページ、地図資料は13ページです。番号5の住宅への通路敷きとするものです。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用されます。番号5、6と既に造成されていることから始末書が提出されています。

次に番号7、議案書は20ページ、地図資料は14ページです。駐車場とするものです。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用されます。

次に番号8、議案書は20ページ、地図資料は15ページです。駐車場とするものです。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。なお、既に造成されているため、始末書が提出されています。

次に番号9、議案書は21ページ、地図資料は16ページです。太陽光発電施設とするものです。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号10、議案書は21ページ、地図資料は17ページです。工事用車両置場とするための一時転用です。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地に該当します。なお、既に利用されていることから始末書が提出されています。

以上でございます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、佐藤委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、採決いたします。

本案10件について、原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしと認め、本案10件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 次に、日程第7、議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は、22ページから75ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 それではご説明いたします。別途配布しております令和6年度農用地等利用集積計画一覧表で説明いたしますので、お手元にご用意ください。

はじめに、一覧表の1ページから4ページをご覧願います。中間管理機構による一括方式の利用権設定については、103件で362筆、合計面積は74万4,125平方メートルです。貸借期間は4年7ヶ月から10年で10アール当たりの賃借料は水田利用で4千円から2万円、米による物納は20キログラムから90キログラムとなっています。

所有権移転については、10件で12筆、合計面積は20,811平方メートルです。10アール当たりの売買価格は水田利用で20万円から50万円、畑地利用で25万円となっております。

以上でございます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、佐藤委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者などであり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、本案件にかかる一括方式の103件、所有権移転の10件については承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありました。はじめに、一括方式について審議いたします。案件の中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に、この案件を審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしと認め、番号97番を議題といたします。議案書は67ページになります。

議席番号■番、■■■■委員は退席願います。

（■番■■■■委員 退場）

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 本案番号97番について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案番号97番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしと認め、本案番号97番については原案のとおり承認することに決しました。

議席番号■番、■■■■委員は入場をお願いします。

（■番■■■■委員 入場）

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ■■■■委員に申し上げます。本案番号97番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

改めまして、一括方式について、ただいま決しました番号97番を除いた102件について、審議いたします。議案書は、22ページから71ページになります。ご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、採決いたします。

本案102件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしと認め、本案一括方式102件にかかる農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、所有権移転について審議をいたします。議案書は72ページから75ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案所有権移転10件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしと認め、本案所有権移転10件にかかる農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎議案第6号

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 次に、日程第8、議案第6号 令和5年度農業委員会の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

議案書は76ページ及び別冊1になります。事務局より議案の内容について説明願います。

○星貴幸事務局長補佐兼農地係長 それでは、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてご説明いたします。

本案は、農業委員会による最適化活動の推進等について、農林水産省経営局長通知に基づき策定し、

昨年4月の定例総会において承認されました令和5年度最適化活動の目標等について、活動実績と達成状況の点検と評価を行うものであります。それでは、別冊1によりご説明申し上げますので、お手元にご準備ください。

はじめに、1ページをお開きください。1、農業委員会の状況につきましては、2020農林業センサス等に基づき、数値を記載してございます。

次に、2ページをご覧ください。

農地の集積につきましては、集積率80パーセントを目標としておりましたが、年度末の集積率の実績は86.3パーセントであるため、目標を達成しております。

引き続き、農地中間管理事業等を活用し、地域の実態に配慮した集積を推進してまいります。

次に、遊休農地の発生防止・解消については、緑区分の遊休農地3ヘクタールの解消目標に対し、実績は3ページに記載のとおり、3.4ヘクタール解消しておりますので目標を達成しております。

次に、新規参入の促進については、新規参入者への貸付同意を得た上で公表する農地の面積を21.5ヘクタールと設定しておりました。

4ページをご覧ください。実績は、意向調査の結果から、新規参入者への貸付同意があった面積は2.3ヘクタールでした。参考といたしまして新規参入経営体は2経営体となっております。

次に、最適化活動の活動目標については、委員全員が月当たり8日の最適化活動を行うこととしておりました。ここに記載はございませんが、委員全員の年間活動日数を平均いたしますと、月あたり8.5日となっております、全体での目標日数を達成しております。

活動強化月間については、目標どおり年3回意向調査に関連した活動を行っておりますので、その時期について記載しております。

5ページをご覧ください。下段に記載してございます、目標の達成状況の評語については、これらの最適化活動の実績に応じた評価を農林水産省経営局長通知の別表に照らし合わせて行った結果、目標に対して期待を上回る結果を得られたという評語となります。

次に、推進委員等の点検・評価結果についてですが、こちらも同様に評価を行い、目標に対する評語4区分のそれぞれの推進委員等の人数は記載のとおりとなっております。

農業委員会の意見としては、各委員、十分な活動を行っており、目標をやや下回る結果になった委員についても、地域の実情に応じた活動を行っていると考えております。

6ページについては、事務の実施状況について記載しておりますので、後ほどご確認ください。

以上で説明を終わりますが、本案については承認後ホームページで公表することとしています。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理人） なしの声がございますので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理人） 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---

◎議案第7号

○議長（伏見晃也会長職務代理人） 次に、日程第9、議案第7号 石巻市農業委員会専門委員会の設置に関する規程の一部改正についてを議題といたします。

議案書は77ページ及び別冊2になります。事務局より議案の内容について説明願います。

○三浦武宏事務局次長 議案第7号石巻市農業委員会専門委員会の設置に関する規程の一部改正についてご説明いたします。別冊2の改正文と新旧対照表をご覧ください。

本案は、農地調査委員会所管の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用調整等に関することを農家相談委員会へ移管するものであります。

今回、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用調整等に関すること、いわゆる利用集積にかかる審査であります。農地を農地として利用するための権利移動と設定であり、農地法第3条の審査内容と共通する部分が多いことから、より合理的に審査を行うことが見込めるため、委員の改選期にあたり所管を変更するものであります。

なお、本案につきましては、5月17日開催の農家相談委員会及び5月20日開催の農地調査委員会に提出し、了承を得ております。

この本総会で審議・決定された後は、明後日の公告を経て、令和6年7月8日付け一部改正の施行となります。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（伏見晃也会長職務代理人） ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理人） なしの声がございますので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理人） 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---

◎閉 会

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして、令和6年度第2回石巻市農業委員会定例総会にかかる議事を終了いたします。

午後2時10分 閉会